

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する鶴岡市の意見

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が本市八森山周辺で計画している風力発電事業について、計画段階環境配慮書に対する本市の意見としては以下のとおりである。

1. 周辺施設における騒音等に関する事項

事業想定区域周辺における騒音及び低周波の影響について、計画段階配慮事項の調査範囲を想定区域から2 kmの範囲としているが、事業想定区域周辺には2 km以降の範囲にも住宅が連続して存在している状況であるため、少なくとも周辺住宅の大部分が含まれる3 kmの範囲も主な調査範囲とし、影響がないかを確認するよう今後の事業計画等の具体的な検討を行うこと。

騒音、低周波に限らず、風力発電設備の影響による周辺住民への健康被害、家屋等への振動被害などが疑われる事例が発生しうることを予め想定し、事業実施者として誠実な対応がなされる事業計画となるよう、地域住民との連携や環境保全協定の締結等も含めて具体的に検討すること。

事業実施想定区域から1.5kmの範囲内には保育園が存在する。保育園については子供達の日中における昼寝があり、地域的に比較的静かな環境であるので、低周波振動による騒音等の影響を十分に配慮した計画となるよう配慮すること。

2. 土壌及び地盤に関する事項

事業実施想定区域は山頂部であり、山五十川側は急峻な地形のため、土砂災害危険区域の指定を受けており、急傾斜地の崩落、地滑り、土石流の発生などの危険性が高いことから、降雨、降雪、地震等自然災害の発生も十分考慮の上慎重に検討を行うこと。

3. 景観に関する事項

良好な景観形成を図るため、風車の配置においては、山間部では山並みの景観を阻害しない場所とし、柱部分ができるだけ自然林などに遮蔽される場所を選定すること。

4. 水環境に関する事項

本事業計画実施想定区域において、現時点では農環境に大きな影響を及ぼす可能性があるとは考えられないが、水田等への用水の確保に支障をきたさないこと、また水質の汚濁等発生させないように配慮すること。

5. 生態系に関する事項

事業実施想定区域周辺には、山形県の天然記念物に指定されている「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」が存在している。このことから、群個体数に影響が及ばないように、棲地及び棲息に配慮すること。

事業想定区域周辺における動植物等、生態系に係る影響について、予め予測される影響被害、及びその軽減、回避等対策の検討を行うにあたり、未確認の種の発見等、想定外の状況が生じた際にも、事業実施者として誠実な対応がなされる事業計画となるよう、地域住民との連携や環境保全協定の締結等も含めて具体的に検討すること。

鶴岡市には、ラムサール条約登録湿地である「大山上池・下池」が存在し、そこには多種類の鳥類が生息しており、また、冬には多くの水鳥が飛来する全国的に重要な越冬地となっている。風車を建設する際の配置にあたっては、バードストライクを回避する対策を検討するなど、鳥類への特段の配慮を行うこと。